さらに、民間における研究・開発を推進するため、地域の特性を踏まえつつ、産学官の連携を図り、共同研究等の充実に努める。

なお、調査研究の推進に当たり、現場の実務担当者との協力・連携を促進し、成果の普及を図る。

（調査研究内容の充実）

㈠　雪崩、地ふぶき、着氷雪、落雪、落氷等の予知・予測及びそれらの災害の防除、除雪機械、安全な冬期道路交通の確保、並びに克雪住宅や安全な屋根雪処理等に関する理工学的、技術的な調査研究の推進等に努めるとともに、産業の振興及び生活環境の向上のための社会的、経済的な研究についても積極的な推進を図る。また、雪下ろし等の除排雪に伴う事故への対策等に関する調査研究を行い、その成果の普及啓発を図る。

さらに、近年の豪雪地帯を取り巻く情勢の変化に対応し、雪や氷の冷熱エネルギーの活用技術、酸性雪の環境への影響、省エネルギー型の消融雪技術等についても、調査研究を積極的に推進する。

（気象業務の整備）

㈡　降積雪、雪崩等に関する正確かつ詳細な気象情報の提供を促進するため、観測、解析、予報・警報等の業務を行うための施設の整備及び体制の充実・強化を図る。また、降雪の短時間予測や、降雪量分布予報等に関する技術開発・改良を推進するとともに、インターネット、ＣＡＴＶ等のマルチメディアを活用し、迅速かつ的確な気象情報の提供・伝達システムの推進を図る。

Ⅱ　特別豪雪地帯に関する事項

特別豪雪地帯は、国土の面積の約20％を占め、総人口の約３％を擁しているが、積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興の面で様々な支障が生じている。また、若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行している地域が多く、地域社会も大きく変容してきている。

このため、特別豪雪地帯においては、道路交通や学校教育施設等、次の事項について特別な配慮を行い、産業の振興と住民の安全で快適な生活の確保に努める。

⑴　道路交通の確保に関する事項

（基幹的な市町村道の整備）

㈠　特別豪雪地帯における日常生活や社会活動を維持するため、基幹的な市町村道については、道府県の代行等により、その改築を促進し、積雪期の道路交通の確保に努める。

㈡　市町村道のうち、積雪期において、道路交通の確保が特に必要なバス路線等の幹線的な道路で道府県道への昇格基準に該当するものは、昇格措置を採り、その整備を図るとともに、除雪体制の強化を図る。

㈢　これらの市町村道の整備を促進するため、地方債の充実を図る。

⑵　農林業等の振興に関する事項

（農業の振興）

㈠　著しい降積雪等による作物栽培及び生育期間の制約を克服するため、育苗等の農業用施設の耐雪耐寒化を進めるとともに、消融雪の促進を図る。また、生産性の向上を図るため、特別豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等、農業生産基盤の整備に努める。さらに、寒さや雪を活用した栽培による差別化、雪冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の利活用により、農産物の高付加価値化を図る。

（工業、観光産業等の振興）

㈡　既存の産業の育成や各種産業の積極的な導入を図り、生産性の向上と雇用の場の確保に努めるため、工場内消融雪施設の整備を進め、雪害対策の強化を図るとともに、積極的な設備投資の誘導に努める。

また、豊かな自然や伝統的な生活、文化等を活用し、スキー場、レクリエーション施設の整備等に努めるなど総合的な産業の振興を図る。

⑶　生活環境施設等の整備に関する事項

（学校教育施設等の整備）

㈠　学校教育施設の耐雪耐寒構造化の推進を図るとともに、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場の整備を促進する。

㈡　積雪による通学の困難を緩和するため、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程の寄宿舎の整備を進める。

また、公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教職員の積雪による通勤困難を緩和するため、教職員宿舎の整備・充実を図る。

㈢　へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。

（医療体制の確保等）

㈣　医療施設の整備と医師その他医療従事者の確保を図り、無医地区の解消を図るとともに、医療水準の向上に努める。

また、高齢化の進行に対応した医療の充実・強化を図る。

（へき地医療の確保等）

㈤　特にへき地については、へき地診療所、へき地保健指導所等の整備及び静止画像伝送装置等を利用した診療連携を推進し、保健と一体となった包括的な医療の確保を図る。また、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備により、機動力の強化を図る。

（介護・福祉サービス供給体制の整備等）

㈥　高齢化の進行に対応し、高齢者福祉施設の整備・充実を図るとともに、民間社会福祉施設の除雪に要する経費について助成を行う。

（克雪住宅の普及の促進等雪に強い居住環境の整備）

㈦　高齢化の進行に対応し、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する克雪住宅の普及の促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進する。

（消防防災施設等の整備）

㈧　消防業務及び防災業務の迅速化を図るため、地域防災計画の整備・充実に努めるとともに、消防防災施設、警察施設等の整備を推進する。また、区域を越えた消防力、防災力の広域的な運用を図るため、市町村間の相互応援協定の締結の推進に努める。

（その他）

㈨　地域住民の自主的な克雪・利雪活動等の推進を図り、安全で快適な活力ある地域社会を創造するため、地域の実情に応じた克雪・利雪施設等の整備・拡充に努める。

５　基本計画の推進

本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体は、必要な経費の確保を図るとともに、資金の融通等適切な措置を講じるほか、各種税制上の特例措置の活用に努める。また、民間との密接な連携を図り、民間活力の活用に努める。

なお、事業の実施に当たっては、次の事項について特に留意するものとする。

（地方公共団体の自主性、自立性の強化）

㈠　積雪の度その他地域の事情を勘案し、きめ細かな対応を図るため、地方公共団体の自主性、自立性の強化に努める。

（道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重）

㈡　道府県豪雪地帯対策基本計画を最大限尊重し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。

（市町村における雪対策に関する計画の考慮）

㈢　市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。

（効率的な事業の実施）

㈣　事業の目的、性格等に十分配意しつつ、費用対効果分析の活用等可能な限り客観的な評価を行った上で、効率的な事業の実施に努める。

（民間団体等の協力）

㈤　国及び地方公共団体は、民間団体及び地域住民の役割を踏まえつつ、理解と協力を得て、効果的に計画を推進する。

（工事の早期着工）

㈥　積雪期の実情にかんがみ、工事については、早期に着工することができるよう努める。